

# 清代江西の葉たばこ作経営

——新城「嘉慶十年大荒公禁栽菸約」の研究——

田 尻 利

はしがき

- (1) 稲作駆逐と糞・人工
- (2) 米穀減産と積穀備荒
- (3) 乙丑大饑と「賃田栽菸」

むすび

## はしがき

たばこは嗜好品にすぎないとはいえ、農家経営のなかでけっして無視しえない位置を占めてきた。明清において、葉たばこ作の禁止やたばこ製造の禁止令は烟禁といわれ、政府によってしばしば烟禁令が施行された。現代のような健康問題からでなく、もっぱら葉たばこ作が主穀生産を圧迫し、民食問題を緊張させたためである。たばこは明末に伝来した。早くも明朝崇禎期にきびしい烟禁令がくだり、清朝においても入関前から烟禁政策が採用されていたが、乾隆8（1743）年にたばこは事実上黙認されるにいたった<sup>1)</sup>。烟禁論の背景と情況の推移は、江西たばこを代表した瑞金県の県志におけるたばこに対する評価の変化によく反映している。すなわち、康熙48（1709）年序・49年刊『續修瑞金縣志』物産および同志所載の謝重拔「禁烟議」は葉たばこ作とたばこ製造の全面的禁止をつよく主張しているが、当時の瑞金県下に葉たばこ作が大々的に展開して豊かな農地の多くが葉たばこで占められたこと、たばこ加工の烟廠が数百処に簇生し、各廠五六十人の剉烟工を擁していたこと、これによって当地における糧食需給の平衡がくずれたこと、こうした情況が明らかにされている。ところが、その44年後の乾隆18（1753）年に刊行された『瑞金縣志』物産は、瑞金がたばこ製造に使用する茶油の産地であることから、たばこ生産を「因地制宜」つまり適地適作と把握したうえで、康熙統修県志が「匪類」と目した剉烟工をも、「生財之衆」と肯定的評価を加えるまでにいたった<sup>2)</sup>。地方志における見解変化の背後に乾隆8年の烟禁の放棄、すなわち事実上の弛禁政策の定着を窺うことができるが、なによりもこの記事は、制御・禁止することが不可能なまでに、各地に葉たばこ作が大々的に展開し、たばこ生産が活況を呈していた事情を率直に物語るものであった。

つぎに、葉たばこ作経営に関する重要な文献に、傅衣凌論文に紹介された嘉慶10（1805）年の江西省新城県「嘉慶十年大荒公禁栽菸約」（同治『新城縣志』卷1風俗所載。以下「禁栽菸約」と略記）がある<sup>3)</sup>。「禁栽菸約」については、筆者もかつて商品化作物栽培の典型として論及したが、掲載

書の性質上、原文引用を避けたいが、その一部を紹介したにすぎない<sup>4)</sup>。19世紀初頭、瑞金と同じく山間地に位置する江西省新城においても、葉たばこ作の拡大が深刻な事態を招来していた。「禁栽菸約」は、当年の饑饉に藉口して、知県に対して烟禁実施を陳情した一文であるが、稲作の放棄、肥料と労働力の問題、稲収量の激減および葉たばこ作農家の階層等、葉たばこ作がもたらした諸問題に言及し、農家経営と地域社会に与えた葉たばこ作の影響を概述している点で類のない史料である。「禁栽菸約」を本格的に利用した研究はなお現われていない。筆者は清代江西の農法を精耕細作農法と把握し<sup>5)</sup>、その実態の究明を志向するものであるが、小稿は「禁栽菸約」によって、農家経営における葉たばこ栽培および当地の糧食需給の問題を具体的に検討したい。さらに、「清代江西の稲作と『撫郡農産攷畧』（別稿「江西の稲作」）においては、瑞金と新城の稲作の実際を検討することによって、精耕細作農法の成立・成熟とその成因を考察するものである。したがって、小稿における葉たばこ作および別稿「江西の稲作」における稲作に採られる農法は、ともに当地の精耕細作農法を構成するものであり、拙稿と別稿は内容的に密接に関連していることをはじめにお断りしておきたい。

### (1) 稲作駆逐と糞・人工

傅衣凌によれば、中国の経済発展は他国とは異なり、まず「山区」から「平原」へ、経済作物から稲作へと展開する独特の法則があり、新城の事例がその典型である、という<sup>6)</sup>。新城（現黎川）と瑞金はともに山間地にあり<sup>7)</sup>、たしかに「丘陵・山地区」に属するとはいえ、その経済発展のレベルは江南地方より遅れていたとしても、経済構造は本質的には江南の最先進地方と共通していた、と筆者は考えている。新城や瑞金を「山区経済」として別の類型を想定し、「平原」とは異質の経済構造に属していたとする傅衣凌説には同調できない。山間の地域においても、江南地方と同様に、農業商業化の趨向にあったことを、新城の「嘉慶十年大荒公禁栽菸約」により、検討してゆきたい。

「禁栽菸約」は、はじめに新城の人文地理的位置を指摘する。

新城僻處萬山中。戸口日增。田畝無幾。

新城が万山のなかに僻在し、人口は日ごとに増加するが、田畝はいくばくもない、という現状認識が前提となる<sup>8)</sup>。清末の調査によれば、新城西隣の南豊から府城建昌（現南城）を流れる汝水（現盱江）流域で産出する葉たばこは山地に栽培され、平原の田は稲作に充てられていた<sup>9)</sup>。19世紀はじめの新城では事情が異なる。「禁栽菸約」は6点にわたって、葉たばこ作の弊害を指摘している。以下、その主張の大略をはじめに記し、これによって葉たばこ作の実態を考察してゆきたい。まず弊害の第一である。

(A) ①裁菸必擇腴田。而風俗又慣效尤。一人裁菸則人人裁菸。合千百人裁菸若干畝。便占腴田若干畝。②每裁菸一歲則地力已竭。越歲又易一畝以種之。遞年更換。有休一歲仍種菸者。休二歲三歲仍種菸者。既已占去禾畝。更使栽穀盡皆瘦土。其爲害一也。

①葉たばこ栽培にはかならず肥沃な田地を選び、これが習いとなってしまった。一人が葉たばこを作ると、みなこれが続く。何千何百という人がそれぞれ若干畝に葉たばこを作れば、葉た

ばこが肥沃な田地何千何百畝を占めることになる。②葉たばこは1年栽培すると地力が尽きるため、翌年は他の田地に植え、毎年作付地を変えることになる。1年休閑して葉たばこを栽培する者がいれば、2年、3年と休閑しても葉たばこを栽培する者がいる。いずれにせよ、たばこが稲作田を占拠しているからには、穀作はことごとく痩せ地に追われることになる。弊害の第一である。

この文における「禾」は後出の「禾」の使用法からみてイネを示している。県内の肥沃な田地に葉たばこ作が普及していること、さらに葉たばこは地力を枯渇させるため、連作が不可であることを述べ、休閑が必要になること<sup>10)</sup>、農家は作物のうち、葉たばこを優先して沃地に栽培し、痩せ地に穀作（当地では稲作である）という情景の出現が説かれている。葉たばこの栽培には肥沃な田地を必要とした<sup>11)</sup>。18世紀はじめの瑞金と同様の現象が19世紀はじめの新城にも波及しているのである。ちなみに、清代において、瑞金は浙江省境に近い広豊とともに江西烟を代表していたが<sup>12)</sup>、産烟地として後進地にすぎない新城においてさえ<sup>13)</sup>、肥沃な田地が葉たばこによって占められるという事態は、19世紀初頭の江西における葉たばこ作の盛況を如実に物語るといってよいであろう。

(B) ①古稱糞多力勤者爲上農。近年糞簾擁擠河下。②皆時菸家借債屯糞。競以昂價。長年搬運。

①古来肥料を多投し、勤勉なる農民を「上農」と称してきた。近年糞を運ぶ筏がひしめくまでに多く河を下ってくる。②たばこ農家は借金をしても糞を買い占めるため、価格が騰貴する。長工が運搬する。

①簾は筏である。新城には県城のそばを流れる中川といわれた黎水（現黎水河）、県東の福建との省境杉関に通じる東川、県西の竜安を流れる西川の三川があり、いずれも舟航が可能であるが、舟が航行しえたのは、清末においては、中川は県城外南津の新豊橋、東川は石峽、西川は横村の西山橋までである<sup>14)</sup>。隣県南豊を流れる汝水〔現盱江〕でも、常時通航できるのは筏のみであった<sup>15)</sup>。いずれにせよ、県内の河川を上流から下流に運行するばあい、舟航不可の浅瀬に遭遇するため、県内における物品輸送はもっぱら筏を利用したのである。

ここで注目されるのは、筏によって運ばれてきた肥料が金肥、購入肥料である点である。金肥としては、すでに明代から華北の大豆粕が江南地方に登場し、清代中期には肥料としての利用法が定着している<sup>16)</sup>。金肥といえただちに大豆粕を想起するが、ここでの「糞」とはなにか。北方の大豆粕であれば、新城に運ぶためには、長江から鄱陽湖をへて撫河・黎水を遡るか、あるいは福建の閩江を遡上し武夷山系をこえて江西に入らなければならない。前者によると「河上」、後者であれば「河下」ということになる。北方あるいは江南の商品の流通ルートは前者であり、重量のある大豆粕を福建経由とするのは迂遠にすぎるとし、運費も嵩むため、後者はまず想定しがたい。「河下」というかぎり、県内の上流から筏が下ってくるのである。この「糞」は北方の大豆粕ではないと思われる。

「禁栽菸約」よりややのちの嘉慶庚辰25（1820）年の作である包世臣「庚辰襍著二」によれば<sup>17)</sup>、葉たばこ作はとりわけ「厚糞」作物であり、水稻作の6倍、畑作の4倍を必要とする。包世臣は糞の種類や畑作物の作柄には触れない。浙江省湖州府清徳で誕生した稀代の葉たばこ栽培技術書である上海図書館所蔵の写本『菸經』（楊文波『菸草』<sup>18)</sup>）は、葉たばこの肥料として人糞・油粕・畜糞・河泥・鶏毛・貝殻や皮屑などが挙げ、人糞が最上であり、油粕がこれに次ぐとするが

（「肥本總論」）、香りの点から油菜の搾粕が最上とみなしている（「菜餅本論」）。他方、清初の山東において、葉たばこの肥料として蒲松齡が推奨したのは、大豆粕ではなくて胡麻の搾粕1種である。<sup>19)</sup>『菸經』「荳餅本論」は、荳餅つまり大豆粕の肥力は油菜粕に倍するので、江蘇ではつねにこれを用いると記して、足立啓二の所説を裏づけているが、葉たばこに関するかぎり、大豆粕は最上の肥料ではなかった。

江西の各地で生産された大豆は、もっぱら食用および醬・豆腐等への加工用であって、搾油用ではなく、当地方において大豆油および大豆粕を産出することはなかつた。<sup>20)</sup>新城県下で大豆粕が生産され、金肥として流通していたとは想定しがたい。役に載せられて河を下ってきたのは、人糞や油菜・胡麻等の油粕であったにちがいない。周知のように、浙江省湖州府の人沈氏撰『沈氏農書』に蘇州・杭州から糞を買うという記事があり、<sup>21)</sup>江南においては明代から人糞の商品化が普及していた。新城の東、杉関を越えた福建省光沢では、18世紀はじめに、葉たばこ作が普及したことによって、城内居住者の人糞が活用されるようになった。<sup>22)</sup>人糞は形状上、舟あるいは筏にて浅瀬・急湍を運搬するのは困難であり、おそらくは油菜粕や胡麻粕などの搾粕が中心であったと思えるが、水流によっては舟に積載され、川を下った糞に人糞も含まれていたと思われる。

さて、②「蒔菸」の家が囤積することによって肥料の価格が騰貴した。肥料の多投を要する葉たばこ作が稲作を駆逐するまでに普及したとなれば、葉たばこ農家が肥料の入手に狂奔したのは当然である。ここで重要なのは、このあとの「長年搬運」という文言である。乾隆期以来、新城は住民の9割が農家であるが、農家の7割が田を所有せず、佃戸あるいは傭工であったという。<sup>23)</sup>ここでの長年は長工であり、肥料を囤積していた「蒔菸家」は長工を擁していた。この点についてはのちに再論したい。

③而壅禾則半用石灰。糞少穀稀。徃徃每禾一總。上者著穀二三百粒。中者下者百餘粒。近來最茂者不過百粒。④以故佃戸動輒請田主看禾。紛紛長減絕少如額。甚至連年拖欠。訟獄繁興。農不休息。其爲害二也。

③稲作は肥料になかば石灰を用い、肥料が少ないため作柄はよくない。かつては、イネ1穂に上は2-300粒、中下でも100余粒をつけたのに、近來もっとも実るもので100粒にすぎない。④このため、佃戸は田主にイネの作柄確認を求め、地代を大幅に減額させる。はなはだしきは連年欠納し、訴訟が盛んにおこり、農民は休めない。弊害の第二である。

③肥料の高騰の結果、稲作には石灰を用いたという。建昌附郭の南城は石灰の産地であり、<sup>24)</sup>石灰が安価に入手できたにちがいない。石灰は酸性土壌の改良に使われる素材であり、耐酸性中度の稲には、栽培地が酸性土壌のときは多少の効果はあったと思えるが、<sup>25)</sup>肥料としての効能は人糞や油粕類に比肩できない。収量の激減を招いたのはいうまでもない。収量を1穂あたりの穀粒数によって記しているが、「最茂者」ですら100粒にすぎないという表現は、きわめて即物的に稲作の不振を示すものである。<sup>26)</sup>

④さきに新城では農家の7割が土地を所有していないと述べたが、江西はいったいに田面慣行の発達した地域であった。山田の開発には水利施設建造のための工費が開墾費の主体をなし、福建や江西などでは、山田の開発を通じて田面・田底の分離が進行した。<sup>27)</sup>新城においても例外でなく、田面慣行が普及し定着していた。<sup>28)</sup>当地では、田底権を「大買」、田面権を「小買」と稱し、この慣行の主佃間において、両者の関係が良好でないばあい、地主・佃戸関係は「主佃常に相い

疾む」緊張下にあった。上引④によれば、地主が実地を踏査して作柄を判定し、租額を議定した。「晒租」である。<sup>29)</sup>収量の激減が地代の減額さらには不払いにいたり、「訟獄繁く興り、農休息せず」という状況を招いたのである。田面慣行について「禁栽菸約」は明文で記していないが、地代をめぐる地主・佃戸間の紛糾にこの慣行の介在を想定しておく必要がある。

(C) ①蒔菸之耗人力。數倍於穀。合一家老幼。盡力於菸。其惰者姑無論。即勤者亦難兼顧禾畝。②而僱工則種稻輕其直。種菸重其直。於是傭工者競趨菸地而棄禾田。③況農家婦女饁餉而外紡織爲本。今皆惟菸是務。婦不知織。布何從出。其爲害三也。

①葉たばこ作に必要な労働は穀作に数倍する。一家の労働力をあげて葉たばこ作に全力を尽くす。怠惰な者はいうまでもなく、勤勉な者として、稲作まで兼ねることができない。②傭工の工賃についても、稲作は安く、葉たばこ作は高い。傭工は競って葉たばこに走り、稲作を棄てる。③農家の婦女は台所仕事のほか紡織が本務であるが、いまやたばこにのみ専念している。婦女は布の織り方を知らない。布はどこから出てくるのか？ 弊害の第三である。

包世臣によれば、葉たばこ作は耕・鋤をはじめ摘芯・駆虫から収穫・乾燥にいたるまでの多種多様の作業を必須とするため、稲作の6倍、畑作の4倍の労働が必要であるという。<sup>30)</sup>肥料のばあいと同一の比率が示され（注17）、この記事はただちには信じられないが、葉たばこ作が多額の労働を要したことは事実である。新城の稲作において、施肥量ばかりか、労働投下量までも減少したのであれば、包世臣の説くとおり、その「耗穀」はほとんど量れないまでに莫大であり、この地域の士紳層にとって、産米量の激減はたしかに危機的状況と把握されたにちがいない。まして、この地方では、地主・佃戸間に常時緊張をもたらす田面慣行が浸透していたのである。

ここで第三の害として、古来の男耕女織の崩壊を嘆いているが、江西地方は棉花・蚕糸を産出すること少なく、<sup>31)</sup>織物の原材料といえば、夏布のための苧麻布生産が世に聞こえていた。とはいえ、隣府撫州府属の臨川では農家は棉紡織用の器具を備え、<sup>32)</sup>婦女が紡織につとめ精巧で強靱な綿布を織っていた。<sup>33)</sup>この事情は新城も同じである。16世紀中葉、新城における「女紅」はもっぱら苧麻製織を意味していたが、<sup>34)</sup>明末には、なお苧麻布とともに黎川布とよぶ綿布をも産出していた。清代にはいると棉業の停滞が加速した。しかし、17世紀中葉においては、婦人は、夏に苧や葛を績み、冬には木綿を紡ぎ綿布を織るなど、棉業はなお存続したが、棉花が痩せた田地で栽培されたように、棉作は不振をきわめた。にもかかわらず、苧麻布製織技術をもつ当地の婦人は、河南や湖北・湖南から移入された棉花を用いて、これを綿布に加工し、<sup>35)</sup>かろうじて「女織」の伝統を保持していたのである。ところで、葉たばこにおいても、<sup>37)</sup>冬季は農閑期である。「女織」は冬の仕事にすぎず、春から秋までつづく葉たばこの作業を阻害することはない。「女織」が崩壊したとする「禁栽菸約」の主張は、実状を勘案すれば、詭弁といわねばなるまい。

## (2) 米穀減産と積穀備荒

(D) ①積儲爲生民之大命。所以古者耕三餘一。耕九餘三。以備不虞。②吾邑自大荒後。各族擬設義倉。然不開出穀之原。倉雖設。竟無穀儲。

①米穀貯蔵は生民の命脈である。古より「耕三餘一」「耕九餘三」と不慮の難に備えてきた。

②わが県では大荒後、各族が義倉を設立した。しかし、穀物産出の源を開かないから、義倉を設けたとはいえ、けっきょく米穀の貯蔵はできない。

①「耕三餘一」「耕九餘三」は積穀備荒の重要性を指摘するさいの常套句であり、『禮記』巻4 王制に典拠がある。②各族が義倉を設置したという。江西では乾隆6（1741）年から同8年に巡撫として在任した陳宏謀以来、社倉の設置が軌道に乗ったが、19世紀になると端境期の糧食貸与を目的とした社倉にかわって、災害時における備荒貯蔵のための義倉が設立されることになった。ところで、同治新城県志の倉儲にはじつに48倉が載録されるが、前掲森論文は検討可能な24義倉<sup>39)</sup>を、「表2 新城県義倉の存在形態」に総括している（p.527-8）。これによれば、新城の義倉は乾隆40（1775）年設立の広仁義倉を嚆矢とし、このころから陸續と設置されている。「禁栽菸約」にいう「大荒」がいつかは明確でないが、乾隆期であることは確実である<sup>41)</sup>。

③蓋吾邑菸葉。向憑客商販自土地廣饒有閒地栽菸之處。今則外郡客轉販菸於新城。④嘗合四郷紳耆問訊。以占去禾畝。及禾畝皆瘦壤并人力灰糞不足之數。通計之合大小業。約少穀以十餘萬計。不惟有妨積儲。即本歲猶慮不充。其爲害四也。

③本県のたばこは、かつて客商が運んでくる府外のたばこに依存していた。ところが、いまでは府外の商人が新城のたばこを転売している。④葉たばこの穀作地占拠、米穀の瘦地における栽培と投下労働・肥料の不足の結果について、かつて四郷の紳士耆老に尋ねた。合計すれば、大小の農家経営において減産の米穀が10余万石にのぼる。貯蔵ばかりか当年の需要さえ充たさない。被害の第四である。

客商が搬入した葉たばこの生産地は「土地廣饒」であり「閒地」であると強調し、新城が葉たばこ作の適地でないことを言外に主張する。そして、当時、建昌府外の客商が葉たばこの買いつけに来ていたことを語る。康熙・乾隆の両県志物産にたばこは未登載であり、新城はおそらく葉たばこ産地ではなかった。ところが、19世紀初頭ともなれば、元来が葉たばこを産しない新城にさえ、葉たばこ作が展開し、新城産葉たばこが府外に搬出されるようになる。「外郡」の客商とあるが、屈指のたばこ産地福建のばあい、客商は省外から訪れる「遠商」であり、福建産烟葉を江浙に移出していた。江西の瑞金においては、現地のたばこ農家と省外の客商を仲介する「烟棚・烟行」があった<sup>42)</sup>。「外郡客」が省外の「遠商」なのか府外の江西商人なのかは不明であるし、新城における「烟行」すなわち葉たばこ商の有無についてはまったく知るところがない。

たばこは、伝来当初から、王朝政府によって禁止対象とされていたが、乾隆8年、事実上の弛禁政策が採用されてより、葉たばこ作が全国の農村に急速に普及し、たばこ加工の烟廠が各地に簇出したにちがいない。乾隆期から嘉慶期まで、18世紀中葉から19世紀上半期にかけて、中国の各地にたばこブーム、葉たばこ景気というべき現象が出現したのではなかろうか<sup>43)</sup>。新城の葉たばこ作の隆盛はこの一環である。米穀減産額が県全体で10余万石にのぼるといふ。この額が正確かどうかは疑問であるが、末尾の備荒貯蔵どころか当年の需要さえ充分でないといふところに主張の重点がある。

(E) ①百物皆以穀價爲低昂。吾邑従前穀每石六七百文。至八九百則以爲荒。近來菸之多。年甚一年。甚且貴至二千上下。而百物之價。有倍於前者。自七年水災後。地方凋敝更加。蒔菸大妨民食。富者陰受其害而不覺。貧者則饑寒窘迫。力不能支。其爲害五也。

①物価は米価によって上下する。わが県ではかつて米価は毎石6-700文であり、8-900文にな

ると凶年とみなしていた。ところが近来、葉たばこ栽培が年々拡大したため、甚だしきは、高値が2000文前後になり、物価全体が2倍に騰貴している。（嘉慶）7年の水害以来、地方の疲弊がさらに激しい。葉たばこ作が民食を妨害すること大なるものがある。富者はその害を受けること間接的であるため、その害を自覚しない。貧者は貧困がきわまり、とうてい生活を維持することができない。被害の第五である。

つぎに米価の変動が問題視される。物価全般が米価を基準としているため、米価の高騰は物価騰貴をもたらす。この状況を加速したのが嘉慶7年7月15日の水害である。このとき溢れた水は城内においても5～6尺にまで達し、南郷や西郷では溺死者数千余、民家1万7千余間が水没した、と県志は伝える<sup>44)</sup>。これよりさき江西省は旱害に苦しんでいた。旱災の被害地は11府におよび、その規模は大であったため、新城水災の対策前に、すでに四川米の販運が問題になるほか、両淮塩義倉の倉穀による平糶が、清朝政府によって命令されている<sup>45)</sup>。とはいえ、同年8月段階においては、旱災被害はなお限定的であり、政府は冬春の端境期の糧食不足を警戒していたにすぎない。このうえに水害に見舞われたのである。水旱害による当地の被害は深刻であった。新城水害に対する政府の対策がはじめて講じられたのは、2ヶ月余のちの9月21日の上諭においてである<sup>46)</sup>。江西の水旱害に対処するため、政府は緩徵（錢糧徵収の猶予）や賑給（穀米の発給）のほか両淮塩義倉の倉穀10万石による平糶の措置をとるにいたった。

新城水害が事態を危機的にしたのは、被災の地域と時期のためである。被災地域については、行論の都合上、嘉慶10年の饑饉との関連で論じ、ここでは被災の時期に着目したい。大水害は7月15日のことであった。新城の稲は収穫期によって、早稲と晩稲・再熟稲に二分される。再熟稲とは二期作専用の品種である。早稲は、水害前の6月収穫の超早場品種と7月や8月以後収穫のものがあるが、9月が早稲の収穫終了期である。再熟稲と晩稲はおおむね10月以後の収穫である。作付割合は早稲が3割で晩稲が7割であった<sup>47)</sup>。県下の稲の7割が10月以後収穫ということであり、3割を占める早稲においても、立秋後収穫の品種は水不足のため立枯れていた。大水害は、早稲の一部と晩稲が収穫されるまえに襲来しているのである。さらに、早稲の後作となる再熟稲は、6月大暑のころ田植えをしなければならぬため、7月15日の洪水後となるとすでに植付けの時期を失っている。立秋以降に取入れの早稲および全体の7割にあたる晩稲と再熟稲の収穫が皆無ということになる。後述のとおり、被害は新城の肥沃な地帯に集中している。新城の当年の稲の収穫はまず絶望的であり、当地の農業が壊滅的打撃を被ったことは確実である。このあと、嘉慶10年、新城はさらに深刻な事態に見舞われた。その事情はつぎのFに詳述され、「禁栽菸約」陳情の直接の契機となる。

(F) ①連歳未嘗歉收。而青黃恒慮不接。各坊富戸動須發糶坊米。有本坊無富戸而無從告糶者。有實非富戸而受本坊挾制者。貧者饑。富者累。而小鄉村無所依倚。食飼畜之食者不可勝計。

①凶作が毎年続いてはいないのに、つねに端境期の青黄不接が憂慮される。各坊の富戸はいつも坊米を安く売らねばならない。富戸がいないうへ、坊米用の米の買付けを承知する者がいない坊がある。富戸でもないのに坊米の販売を迫られる者がいる。貧者は飢え、富者もまきぞえになる。小さな村では坊米のごとき依存できるものがないため、家畜の飼料を食べる者が数えきれない。

「各坊」とは郷都制による行政区分であり、新城県は城内と郊外は東西南北の4坊に、城外農村部は5郷54都に区分されていた<sup>48)</sup>。①の部分においては、端境期の穀価騰貴にさいしての平糶用

米穀の調達についての弊害が述べられる。「各坊」という文言は城内4坊の問題であることを示唆する。新城においては、地方志の倉儲に記載される貯蔵倉は、圧倒的多数は義倉であったが、それらが一定の地域を単位として設置されたところに特徴があった。<sup>49)</sup>「坊」という呼称が郷都制を想起させるため、「坊米」は義倉の「倉米」と誤解されかねない。

しかしながら、「坊米」は各坊における富戸から安価に供出させた米穀である。捐輸ではない。湖南巡撫陳宏謀が規定した「社倉条規」によれば、「社穀」の調達は捐輸が原則であり、社倉穀米を捐輸すれば、「花紅」のほか、捐輸額に応じて知県・知府あるいは巡撫が扁額を賞与するなど、捐輸額に応じての反対給付が決められていた。<sup>50)</sup>江西省においては、18世紀を通じて、社倉は端境期の借貸を主機能としていたが、19世紀になると、災害時の備倉貯蔵を目的とした義倉の比重が高まり、新城の義倉においても、捐穀によって義倉が設置されている。<sup>51)</sup>ところがFの「坊米」調達は捐輸に拠るものではない。

星前掲論文によれば、社倉は保甲制と連携して運営するとして4保に1倉をとという議論があり、10甲よりなる「保」は「堡」と表記され、坊一郷一堡からなる江西省贛州府安遠県においては、各堡に社倉が設けられていた。<sup>52)</sup>江西には、賑倉米においても、社倉穀ではない「堡米」があった。建昌府の隣、撫州府宜黄県に「城郷堡米之法」なる平糶平糶法がある。凶作や青黄不接の事態が出来れば、随時、同堡の「有穀之家」が順番に稲米を同堡の「貧戸」に安価にて平糶し、「貧戸」は丁口に応じて現銭にて定量の米を入手する。当年の住居に応じて実施し、「有穀之家」で糶米する者が何戸か、「艱食之戸」で糶米の者が何戸か、章程をつくり、坊ごとに自主的に輪番で糶米をおこない、状況が好転すると終りにする。この規定は前例としないで、随時新しい章程を設ける。こうすれば、流弊といわれるまでに問題視されていた義倉や社倉の実務取扱者の不正行為を防ぎ、貯蔵および倉穀入替の労が省ける。義倉・社倉よりも「城郷堡米之法」が良いと県志は誇らしげに記す。<sup>53)</sup>要するに、米穀糶糶のすべてを地域に委ねるシステムであり、当該地域の平糶米は各堡内の住民から調達し、糶米の対象も堡内住民に限定されていた。「禁栽菸約」に説かれる新城の「坊米」システムはまさにこの「城郷堡米之法」と同じであったと思われる。ただし、「小郷村依倚するところ無し」とあることから、新城では農村部の郷都には適用していない。城内と近接する郊外地域の4坊にのみ実施されたため、「堡米」でなく「坊米」と呼ばれたのである。宜黄に倣えば、「坊都坊米之法」ということができる。

社倉・義倉の流弊を避けえたととしても、「坊米」の調達は容易ではなく、「禁栽菸約」は「坊都坊米之法」の難点を指摘している。さらに、都市部はともかく、依倚するところのない「小郷村」、すなわち城外の農村部5郷54都にはこの方法が施行されなかったため、家畜家禽の餌を食うという惨状が訴えられる。烟禁だけでなく、城内富戸の負担と化していた「坊米之法」の廃止をも、「禁栽菸約」は期していたのである。

②今歳乙丑市絶米穀。不法刁徒蜂起滋事。而蠢愚復從而附和。近城遠村搶案日起。自糶法網悔莫能追。③本非水旱之爲憂。而栽菸甚於凶歲。設更遇荒歉。又將何計支持。其爲害六也。

②乙丑の今年、市から米穀が絶えた。不法の暴徒が群れをなして騒動をおこし、愚民が付和雷同している。県内のいたるところで毎日のように強奪事件が起こっている。法網を抜けても追捕できない。③本来の原因は水干害ではない。葉たばこ作の害が凶作よりも甚だしいのである。さらなる凶荒に遭ったなら、なにによって生きていけばよいのか。被害の第六である。



②「市絶米穀」として嘉慶10年乙丑の事件が特筆される。しかし、米穀が市場から絶えた原因は、③水災旱災による害ではなく、葉たばこ作にあるという。これは事実であろうか。同治『新城縣志』卷1 禱祥は「(嘉慶)十年乙丑饑」と簡略に記すのみであり、この表現からは稲作の不振・不良という現象が想像できるだけである。県志の他の記事では、この年「十年夏……大饑」、「乙丑歳荒」という記述がみえ、<sup>54)</sup> 稲の作況不良が示される。「乙丑歳荒」渦中の7月に執筆された記録によれば、<sup>55)</sup> 端境期に米価は高値時の2倍にまで高騰しているが、嘉慶7年水害によって倒壊した義倉の再建工事が10年「夏初」に完成し、穀価騰貴にも義倉は無難に対応できている。この文からは「搶案」は気配すら感じられない。事態はさほど深刻化していないのである。10年夏7月段階では、米価の騰貴のみが問題であった。「乙丑饑」、「嘉慶十年夏。吾里大饑」、「乙丑歳荒」は同一の事象を指しており、夏の早稲および立秋以後の早稲・晩稲の不作を意味するが、原因に触れるところがない。端境期に米価はすでに暴騰していた。秋の収穫不良が穀価騰貴にさらに拍車を加えて、市場から米穀が消滅するまでに需給関係が悪化したのである。

さて、嘉慶7年水害がじつに江西省内11府に被害を及ぼしたというのに対して、嘉慶10年「乙丑饑」の範囲は狭く、建昌府下各県の局地的被害にとどまっていた。<sup>56)</sup> 「大饑」「歳荒」が旱水害等の自然災害の直接的結果でないことは、「禁栽菸約」の主張するとおりである。「禁栽菸約」は「大饑」の責めを一義的に葉たばこ作に帰しているが（「栽菸甚於凶歳」）、「乙丑歳荒」、稲の作況不良もまた事実であった。「乙丑大饑・歳荒」の実態について、小稿はつぎのように考える。

嘉慶7年7月大水害が直撃した地域は、黎水流域の官川村は中川（黎水）、西川流域の宏村・中田村であり、県内有数の河川に沿った肥沃な地帯であり、いわば新城の穀倉であった。<sup>57)</sup> こうした地域に被害が集中したことによって、新城の農業生産は致命的打撃を被ったはずである。7年につづく嘉慶8、9年が豊作であれば、農業生産は回復し危機的状況は回避することができた。しかし、「禁栽菸約」E①に「自七年水災後。地方凋敝更加」とあるように、この地方はいよいよ疲弊して事態はいっそう悪化した。10年の青黄不接時に米価が高値時の2倍にまで急騰した事実から推して、9年が豊作でなかったことだけは確実である。さらに、10年の稲の作柄が平年作であるならば、「乙丑歳荒」と記されることはなかった。7年大水害以来の米穀不足状況が、10年の不作のために相乗的に累進し、端境期にすでに暴騰していた米価が、収穫期に「大饑」といわれるまでにさらに高騰し、ついには近城遠村に「搶案」が日に起るといふ様相を招来したのである。「乙丑大饑」はまぎれもなく嘉慶7年大水害の後遺症なのである。にもかかわらず、「禁栽菸約」は「栽菸は凶歳よりも甚だし」と論断して、この間の経緯をまったく黙殺し、「搶案」の責めを唐突に「栽菸」に帰してしまう。たしかに、新城の稲作の一定部分は葉たばこ作に替えられ、県内の米穀減産に対する「栽菸」の影響を否定することはできまい。しかし、ここにみえる論理の飛躍は、葉たばこ作排撃論者のをめざした意図を率直に示すものである。「搶案」により、県内の治安は悪化し、その秩序は一挙に動揺したのであろう。秩序の回復と安定こそが、県政府と在地の士紳層にとって、喫緊の課題となっており、「禁栽菸約」も主張の正当性をここに求めたのである。新城の士紳層は、10年の饑饉によって惹起した「搶案」を奇貨として、積年にわたる懸案実現のために結束し、烟禁を知県に陳情するにいたったのである。

## (3) 乙丑大饑と「賃田栽菸」

(G) ①既有此六害。而栽菸未必獲大利。彼第計。菸葉發販之期頗覺充裕。抑未計本資比栽禾加貴。②更未計無小業内出息。日買食米已經喫虧。迨穀少價貴。尤屬艱窘。若使循分栽禾。除交大業外。所得小。業少者供一家之食。多者發糶以資日用。其勤者。又可於收割後。栽種兩番禾准禾以及麥・豆・油菜等類。

①以上の六害があるのに、葉たばこ作によって、かならずしも「大利」を得ることはできない。かれこれ計算してみよう。葉たばこを売った当座はかなり満足を覚えるが、穀作よりコストの高いことを計算していない。②佃戸ともなれば、利益が出ないばかりか、毎日買う飯米が赤字であることを算入していない。米価がすこしでも騰ればたちまち困窮してしまう。もし、分に応じてイネを栽培しておれば、地主に地代を払ったのち、得るところ少ないとはいえ、規模の小なる者でも一家の食に供することができるし、大なる者は余剰分を販売して日用に資することができる。勤勉な者になれば、収穫後に兩番禾の准禾および麥・豆・油菜等を植えることができる。

Gは烟禁の効用である。6害のほかに、葉たばこ作のデメリットを縷述する。穀作よりコストがかかるが、まず「小業」が問題視される。「小業」は後文の「交大業」からみて、佃戸である。稲作を放棄した佃戸は、飯米購入のための費用が余分に必要となる。たばこ作に特化した佃戸が、地代の稲穀を購入に依存した事例は、18世紀中葉の安遠県や「禁栽菸約」と同じころ「城郷堡米之法」を実施した隣府宜黄県にもみうけられる<sup>58)</sup>。飯米や地代を購入し、もっぱら収益性の高い商品化作物を導入したのは、新城に限られた稀少な事例ではない。

さらに、稲作に復すれば、勤勉な佃戸は、稲の収穫後に、兩番禾の准禾や麥・豆・油菜等を栽培できる、という。同治新城県志に「兩番」がみえたが(注47)、府治南城県や西隣の南豊県に、清末には「兩番穀」なる名称がある<sup>59)</sup>。「兩番禾」は「兩番」「兩番穀」と同じであり、早稲収穫後に栽培する再熟稲のことである。南昌産の最下等米「二熟米」あるいは「次熟米」<sup>60)</sup>も再熟稲であろう。つぎに、「准禾」の呼称は新城県志にみえないが、「准米」なる呼称がすでに明末の南城にあり、清末には「准禾」<sup>61)</sup>、「准禾早」が黎水下流の南城や撫州府に産出しており、「准禾」はこの地方に普及した再熟稲の1品種であった。

稲の収穫後に栽種するとして、准禾、麥、豆および油菜が挙げられている。江浙地方において「春花」「春熟」と称された稲の裏作は佃戸の取分となるという慣習が水稻作地帯にひろく普及していたが<sup>62)</sup>、江西においても例外ではない。清初の瑞金においては、「晚造」、つまり裏作の豆・麥・油菜・烟・薯芋・生姜などは小作料として徴収しないことが慣例となっていた<sup>63)</sup>。G②のうち、すくなくとも麥・豆・油菜は、佃戸の取分となり、小作料として地主に納付する必要がなかった。江西は別に述べるように(別稿「江西の稲作」)、稲の二期作が広範に普及した地域であり、たいていの地方志が稲については早稲・晩稲および再熟稲の3種を掲げるが、二期作の後作の徴租慣行については分明でない。民国期の調査によれば、贛南各県の慣習として、晩穀を佃戸の所有に帰するばあいと早穀・晩穀ともに地主と佃戸で等分するばあいがあるが<sup>64)</sup>、新城については不明といわざるをえない。水稻作地帯における、裏作の地代納付不要慣行が農作物の多作化、多角

経営を促進したことはすでに述べたとおりである。<sup>65)</sup> 稲作佃戸の勤勉な者にはこのメリットがある、として稲作および裏作を推奨し、葉たばこ作を排撃するが、新城の農法も瑞金と同様に輪栽を根幹とする精耕細作農法であることが語られている。しかしながら、葉たばこ作は江西の精耕細作農法の作物体系の一環を構成しており、葉たばこの後作の対象は水稻ほど多様ではないとはいえ、葉たばこ→再熟稻という輪作もありえた（何剛徳『撫郡農産攷畧』、別稿「江西の稲作」Ⅱ 4(2)）。裏作は葉たばこ後にも可能であり、稲作でなければ二毛作が不可というわけではない。当地の精耕細作農法の実態を考慮するならば、烟禁の効用としての裏作の特記は、いささか牽強附会の感なしとしない。

③即謂有一種無恆産者。專靠賃田栽菸。通計各郷。此種不過數十人。縱令禁菸。有碍此數十人。而事關合邑民食。安能恤數十人者。④傭工於栽禾之家。仍可自食其力。且禾田多糞不用石灰。田中魚蝦等類得免戕害。亦可拾以資生。……

③恒産がなく、もっぱら田を借りて葉たばこ作に頼っている者がいる。県下各郷を合計しても、この種の人には数十人にすぎない。たとえ烟禁をしても、妨げになるのは数十人である。ことは全県の民食に関わるのに、どうしてこの数十人だけを助けることができるのか。④稲作農家に傭われる者は、みずからの力で生活している。そのうえ、稲作田に肥料を多く入れ石灰を用いなければ、田圃の魚蝦等も殺されることなく、これを捕れば生計の足しにできる。

「禁栽菸約」をはじめで紹介した傅衣凌はこの③部分にもっとも注目した。「禁栽菸約」にいう「傭工」（C②）が「賃田栽菸」経営に雇傭されており、この「賃田栽菸」経営こそが「原始富農」である、と傅衣凌は主張した。この傅衣凌説に対しては、すでに3点において疑問を提出したが、<sup>66)</sup>ここでは「賃田栽菸」について検討しておきたい。「禁栽菸約」に示される「賃田栽菸」経営は、この記事によるかぎり、恒産がなく、借地によって葉たばこ作に従事している、という2点を語るだけである。傅衣凌論文はこの農家経営と「傭工」（C②）を直結したため、「原始富農」、借地型富農という結論になった。

ところで、「禁栽菸約」によれば、肥料は筏によって上流から運ばれてきたが（B①）、「蒔菸家」が借金してまでも肥料を買い占めたため、肥料の騰貴をもたらした。「蒔菸家」はこの肥料を「長年」に運ばせた（B②）。肥料を買い占めた「蒔菸家」は「長年」を擁しているのである。「長年」（短工・忙工でなく長工である）を雇傭している農家は、基本的には富農経営と規定できる。他方において、「賃田栽菸」経営は「無恆産者」である（G③）。「無恆産」の農家に、常時長工を雇用し、肥料の買占めが可能であったであろうか。新城には何千何百という農家が葉たばこ作に従事していた（A①）。「蒔菸家」には、富農経営から、自作農、さらには佃戸等の小経営までが含まれたはずである。肥料の買占めや長工の雇傭には、すくなくとも一定の資力・資産が不可欠である以上、これが可能な「蒔菸家」は一定規模の経営に限定されねばならず、これを「無恆産者」と同義とすることはできない。

さらに、「賃田栽菸」経営が「蒔菸家」であるならば、かれらこそが「糞・人工」の騰貴をもたらした元凶となる。批難の論点としてもっとも有効であるにもかかわらず、Gにおいて、「借債屯糞」や「糞・人工」にまったく言及しない。ところで、「賃田栽菸」は数十人と記される。草野靖によれば、<sup>67)</sup>「賃耕」「賃耕人」は、清代江西南部の地主・佃戸関係文書に頻出する用語であるが、康熙期の瑞金に「賃田」が借地の意に用いられているから、<sup>68)</sup>租田と同意義とみなしてよい。

新城県住民の9割を農家が占めたが（注23）、農家の7割が田を所有しない佃戸あるいは傭工という階層分布を勘案するならば、数十という「賃田栽菸」経営は県内佃戸のごく一部にすぎない。「無恆産」の「賃田栽菸」に頼る経営とは、葉たばこ作に依存する佃戸、葉たばこに特化した佃戸経営と解釈するほかない。葉たばこ単作の佃戸なのである。こうした「賃田栽菸」経営こそが、毎日の飯米を購入に頼る「小業」（G②）なのである。

「禁栽菸約」は、烟禁の効用を主張するなかで、実害を被るのは少数の農民であると主張している。しかし、烟禁の累が及ぶのはこの数十人に限られるわけではない。すでに何千何百という農家が葉たばこ作に従事していた（A①）。農家経営に葉たばこ作が導入されたのは、いうまでもなく収益性の高さにあった。ところが、収益性に関して、葉たばこ以上に農家を魅了する作物がない以上、農本主義的心情に訴えるほかに稲作への回帰を期する有効な論理を提出できるはずがない。多数の農家を直接敵視する内容となれば、「禁栽菸約」は県下農民多数の支持をえることができない。18世紀はじめの瑞金における烟禁論は、県内の葉たばこ農家を攻撃しないで、糧食需給バランスの崩壊に論点をしぼるとともに、「閩広」の剝烟工を直接の標的として、外来の剝烟工に批難を集中していた。新城の葉たばこ作は在地の農家によっておこなわれていた。瑞金におけるがごとき外来者は新城の葉たばこ作に見出しがたい。排撃の標的として選択されたのが「賃田栽菸」経営であり、葉たばこ単作の少数の佃戸であった。烟禁を農民に受容させる有効な論理を提出しえないために、苦肉の策として案出されたのが標的「賃田栽菸」なのである。

④烟禁の効用がさらに説かれる。稲作農家のもとの傭工は「自らその力を食す」と肯定的存在となるが、この文脈からは葉たばこ作農家に雇傭される傭工を言外に誹難していることが明らかである。ついで、葉たばこ作を撲滅できれば、肥料価格が下落するという予測を前提として、稲作に肥料が多投され、石灰が用いられなくなるから、田圃に魚蝦が活き、それを捕獲できる、と述べる。石灰多投による環境破壊がすでに知られていたことを窺わせる記述である。寧都における「山烟」禁止（注2）とともに注目される。

（H）①作者開局平糶。境内既已少穀。而又地處僻隅。不通糧食。幸蒙縣尊發給官票。勸富戶之好施者。出境告糶。適鄰府亦須自固。直以昂價買自六七百里外。始得接濟。官民交瘁。②幸救一時而老成至計。正慮奮積全空。不有以備之。恐後此之荒更甚。吾邑備荒。所須講畫於平日者。何可勝數。而其要莫重於禁菸。

①さきごろ局を開いて平糶を実施したが、県内にはすでに米穀が少なく、また土地が僻隅にあるため、糧食が流通しない。知県閣下から官票の発給を蒙り、県外への米穀購入を富戸に勧めた。隣府に赴いても糧食は販売禁止のため、六七百里の外から高値で買い入れ、はじめて救済ができたが、官民ともに疲弊した。②幸いに一時の急を救った旧来の至計ではあるが、いま蓄積のまったく無いことを考慮すべきである。今後の饑饉はいっそうはげしくなることを恐れる。わが県の備荒策は、平時に策定すべきは多々あるが、たばこ禁止より重要なものはない。

Hは嘉慶10年夏の「大饑」に対する県の対応策を賞賛したうえでの烟禁の必要を説いている。平糶官局あるいは平価局を設置したという<sup>69)</sup>。米穀の購入は富戸に委ねたが、県は銀に代用できる官票を<sup>70)</sup>発給している。ここで、嘉慶7年旱水害のさいの皇帝の上諭が想起される。8月の給事中蕭芝の上奏に対して、皇帝は兩淮塩義倉の倉穀の江西への転運を認めたと、米商を招致して四川米を運ぶとしても、船税の免除は不可という文言がある（注45）。9月の給事中魯蘭枝の上奏に

対しては、水災までが加わり被害がさらに拡大したため、商販の米運が民食に裨益すると、新城の富戸による四川米販運が勧められたが、路票や官票の発給は認可されなかった（注46）。

10年の「大饑」は、ついに県内各地に「搶案」の勃発を招いた。糧食調達はその責務となった。県は県外からの糧食販運を県内の富戸に委任し、官票を発給した。7年に、舟税、路票や官票の発給がきびしく禁じられたのは、災害に藉口して官から一定の特権を得て、ほしきままに私利を図る商人の行動が周知の現象であり、皇帝さえもがこれを知悉していたことを示している。県内各地の義倉は7年水災の打撃からなお復旧していないし、米穀調達を坊都の責めに帰する「坊米之法」も実施不可能であったにちがいない。糧食調達を民間に任せるといふ余裕はなくなっており、官票発給を余儀なくされたのである。新城の糧食事情は7年時よりさらに逼迫していた。

「隣府」とは西隣の撫州府であろう。江西から福建への経路として新城は古来から重要な地であった。新城から黎水（黎維河）をくだり川は汝水（撫河）と名を変え、建昌府郭南城、撫州府臨川、さらにくだると鄱陽湖となる。新城から省会南昌そして長江流域への要路であり、米穀の買入れということになると、まず撫州府をめざしたにちがいない。しかし、「隣府」はいちはやく閉境邊糶していたため、六七百里の外から「昂價」にて購入し、これによって、ようやく「接濟」したという。ここでは、このように糶穀にさいしての県の方策を縷述することによって、知県の施策を礼賛するとともに、賑濟の困難に論及した。かくて②備荒策の必要を説くが、具体的に述べることはなく、葉たばこ作禁止を最重点の課題という結論のみを示している。

（Ⅰ）①粵稽糧田栽菸本干例禁。故吾邑歷任縣尊。目觀四境土狹而瘦尤。非他邑平原曠衍可比。出示嚴禁行之屢矣。②乃鄉愚藐法。恆以山畚爲名。其實栽菸於田畝。尚須腴田。山畚特借以開端。希圖弊混。且新邑山多童山。而糧田又半依山脚夾山澗。他邑所謂山畚。在新邑則皆糧田。斷無隙地可栽菸。…③今合邑公請縣尊。申詳各大憲。永遠嚴禁。除飭鄉保專查外。准城鄉紳士以及過往行人互相稽查。倘敢違禁。不論何地。通以藐法害農。稟請法究。…④茲幸物極必轉。農皆樂從。再加申勸。當可垂永久矣。…或法久必敝。是在我輩有以維持…。

①広東においては、穀作田への葉たばこ作はもともと禁止されている。わが県に歴任の知県閣下は土地が狭く痩せていて、他県の平原広漠であるのと比べられないため、しばしば禁令をくだして嚴禁を企てられた。②ところが、愚かな郷民は法をないがしろにして、つねに焼畑を名目として、田地に葉たばこを植えるが、かならず肥沃な田を選ぶ。焼畑は口実にすぎず、不正をごまかそうとしているのである。そのうえ、新城の山は多くが秃山であり、稲作田もまた山麓や山峽にある。他県にいう焼畑は新城ではみな稲作田であり、葉たばこ作を可とする空闲地はまったくない。…③いま全県あげて知県閣下にお願ひし、詳しく説明する次第である。葉たばこ作は永遠に嚴禁し、郷保がもつばら査察するほか、城郷の紳士や通行人にも検査を許されたい。もし違反があれば、どの地であろうと法に違反し、農を害するというので、処罰をしていただきたい。…④幸いに農民がみな喜んでこれに従えば、烟禁が永久となるようあらためて申請いたしたい。…あるいは法も久しくなるとかならず疲弊するが、これはわたくしたちが維持するところである。

Ⅰにおいて、新城における葉たばこ作の具体的情況が記される。①広東では烟禁が実施されていた。新城でも歴代の知県が烟禁を命じた、という。清朝政府の烟禁は、乾隆8年に事実上の弛禁政策へと転じたが、独自に烟禁を実施する地方官のあったことが、「禁栽菸約」のこの箇所によって明らかになる。ところが、既成事実として語られる広東の烟禁や、新城における「歴任縣

尊…出示嚴禁行之屢矣」について、具体的に指摘されることがないため、これらが事実かどうかはわからない。

②葉たばこ作が「尚須腴田」という指摘は事実であるし、他県の「山畚」は新城の「糧田」であるという指摘は、現代地理学の分類統計（注7）および同治県志の記述（注8）によっても誇張ではない。「山畚」とは焼畑あるいは山地にある開拓地のことであろう。禁令下においても、農民は「山畚」であると強弁して葉たばこを栽培していた。新城は秃山が多いという<sup>72)</sup>。烟禁を提起した方苞は、妥協策として各州県城内の空地および広西等3省に山間における葉たばこ作を認めるとした。方苞に反対して、葉たばこ作の全面的禁止を主張した陳宏謀は当時江西巡撫の任にあった。葉たばこ作の実状を知悉していた陳宏謀だからこそ、このような主張が可能であった。

③「禁栽菸約」が県あげての請願であることが謳われる。かつてこの一文を「郷約」と理解したが、<sup>73)</sup>③によって、これが県下の士紳層が烟禁を県に請願することを約定し、知県に請願した陳情文であることを明らかになる。中国のムラと日本のムラは根底的に異なっている。江西西南部の寧岡県農村に関する近年の調査研究によっても、当地における共同労働は個々の家が共同におこなっており、村落とは直接に関係がないという結論が提出されている<sup>75)</sup>。県内の士紳層がこぞって約定したとて、県下の農民を束縛できたわけではない。公権力の禁令によるしか、実効は期待しえなかったのである。

烟禁の実施にあたっては、監視は郷保の任務とするが、紳士や通行人にもその権限を与える、と違反摘発を郷保のみに委ねない。烟禁実施請願の重点はここでの「城郷紳士以及過往行人互相稽查」と「倘敢違禁。不論何地」にあったと思われる。後者「不論何地」は②糧田が山裾や山間地にあり、新城の「山畚」はすべて糧田で隙地はないという部分に対応している。他方、郷保に関しては、かつて烟禁に乗じて賄賂等の不正行為が横行しており、「不肖郷保。借端滋擾」という認識が戸部の高官においても認識されていた<sup>76)</sup>。烟禁が実現したとしても、農民にとっては、ほかならぬ郷保の勒索こそが脅威であった。監視の責任を郷保に一元化することなく、「紳士」と「行人」にも「互相稽查」と責務を分有することによって、郷保の介入を最小限に防ぎ、積年の弊害を防止しようと考えたのであろう。住民たちが「互相稽查」に参加するという提案は、さらに④法の疲弊に対しても「在我輩有以維持」と、烟禁を「我輩」の責任で維持するという部分にも対応している。烟禁の実効化のために民間人が監視に参加するばかりでなく、政策維持のためにも責任をもちたいという、きわめて限定的であれ、住民自治の要求でもある。とはいえ、この提案が、共同体規制が不可能であるために、民間が実務を分担することによって、念願の烟禁を実現せんとした、窮余の一策であることはいうまでもない。「禁栽菸約」所載の同治志に、知県による烟禁令は掲載されないし、言及されることもない。この陳情は知県に採用されることがなかった。清朝政府によって事実上の弛禁政策が採用されて以来、すでに数十年ともなれば、葉たばこ作は農家経営のなかに確固たる地位を占めており、葉たばこ作とたばこ製造は社会的に完全に定着していたのである。

## む す び

「禁栽菸約」における葉たばこ作と救荒策について検討してきた。新城においては、このころ、葉たばこ作が稲作を駆逐し、農民はこぞって経営に葉たばこを導入し、肥沃な田地には葉たばこが栽培されていた。葉たばこは稲作に比して肥料と労働を多く必要とするため、肥料価と傭工賃は高騰し、肥料と傭工および家族労働力はもっぱら葉たばこ作に優先して投入された。さらに、葉たばこ経営には富農および佃戸のふくまれることが明示されているが、葉たばこ作に依存する葉たばこ単作の佃戸の出現も注目される。こうした結果、稲作面積は減少したうえ、肥料と労働不足のため、稲の収量は激減し、全県的にみれば、減少額は莫大なものとなった。「禁栽菸約」の記述はなお具体性を欠いているとはいえ、たばこが農家経営を翻弄している大勢を窺うには充分である。

ところが新城は、嘉慶7年、大水害に見舞われ、県下の農業生産は致命的打撃を被った。さらに嘉慶10年、大饑饉に直面し、ついには各地に米騒動というべき暴動が勃発し、旧来の義倉等の賑給済荒政策によっては対応が不可能となり、県外から糧食を購入しなければならなかった。この緊迫した状況が、全県の士人を結集させ、知県に対する「禁栽菸約」請願に結実せしめたのである。

江西省の瑞金や広豊は18世紀初めからたばこの産地として著名であった。ところが、乾隆期のたばこブームは江西でも建昌府や撫州府など、これまで葉たばこ作の盛んでなかった地域にまで到来し、新城や宜黄では葉たばこ作に特化した葉たばこ単作の佃戸を生みだし、新城では傭工を駆使して葉たばこ作に従事する富農経営も現われていた。

最後に、たばこ生産地として先進的な瑞金の歴史を想起しよう。瑞金では、康熙45（1706）年の水害を機として烟禁論がにわかに台頭し、このころ刊行された県志に烟禁論が強調されていた。ところがその数十年後に刊行された乾隆県志は、たばこを「有無可以相通」として賞賛し、「地方繁富」の原動力とまでに高く評するにいたった。こうした楽観的で積極的な評価が公的な地方志に表されたのは、この間にこの地方における民食問題が基本的に解決していたためではないか。すなわち、大量に葉たばことたばこを産出していた瑞金においては、当地からの葉たばこ移出と糧食移入の流通システムがとりあえず構築され、糧食需給の均衡が維持されるようになった。そのためにこそ瑞金は清末にいたるまで葉たばこの産地として名声をほしいままにできたのである。ところが、新城は隣府の宜黄などとともに、乾隆・嘉慶のたばこブームのなかで出現した、いわば新興の葉たばこ産地であり、糧食供給のシステムはなお不全のままに放置され、未構築であった。その新城に嘉慶7年の大水災が襲来し、その後も農作物の景況は不振がつづき、同10年の「大饑」において、ついには各地に「搶案」が惹起されるにいたったのである。稲作の不作が「搶案」の近因であるが、葉たばこと米穀の流通システムの不備こそが真の原因であったのかも知れない。清末の諸史料によれば、新城は葉たばこの産地でなく、当地において、葉たばこがその後もひきつづき生産されたかについては多分に疑わしい。新城における葉たばこ作の盛行は、乾隆期から嘉慶期に将来した一過性のブームの所産にすぎないのであろうか。

## 注

- 1) 「清代たばこ史研究覚書（第三稿）」「明代崇禎の烟禁」「清代乾隆の烟禁」（拙著『清代たばこ史の研究』筑波書房、2006）。
- 2) 「康熙時代の瑞金におけるタバコ禁止論について」「乾隆時代の瑞金におけるタバコ擁護論と葉タバコ作経営」（拙著『清代農業商業化の研究』第9章、10章、汲古書院、1999）。なお、乾隆瑞金県志のたばこ擁護論に対して、山間地における葉たばこ作が環境を破壊するという立場からの、「山烟」禁止論がすでに当地に生まれていたことを紹介しておきたい（「縣志謂。瑞邑山多田少。所産之穀。不足以一邑之食。藉賣煙以易米。似亦生財之一法。然州治多種山煙。山土鋤鬆。大雨時沙土隨水下。不無河滿之患。山煙在所宜禁」, 道光『寧都直隸州志』卷12土産志, 煙）。瑞金は贛州府の属県であったが、乾隆19年、分立した寧都直隸州に属することになった。

なお、前著第10章において、烟廠の簇生現象を招来したのは、発酵工程を担当するためと推定したが、これは誤りである（『清代たばこ史の研究』p. 272, 278 参照）。いまのところ、葉たばこ輸送の便のためではないかと推測している。すなわち、清末の『支那省別全誌』卷11江西省（東亞同文書院、1918）によれば、瑞金では乾燥工程終了後の葉たばこ60-70枚を束ねて竹籠につめ、2籠を1梱として売買単位としたが、籠の表面を覆うことはなかった（p. 192, p. 448-449）。瑞金産葉たばこの販路は、福建あるいは広東に至る汀州経由の東方経路および贛州を経て贛江を下る北方経路の2方面であるが、瑞金葉たばこの「大部分は福建省に移出せられ」（p. 192）たので前者が主要ルートになるが、いずれも水路輸送である。山間地という瑞金の地理的位置を考慮するならば、竹籠という高高い形状は輸送に不便であるうえ、雨や舟の転覆にあえば、たばこの商品価値はたちまち減殺してしまう。製品化が可能であれば、輸送に付随するマイナス要因はいっきよに除去できる。当時の瑞金における莫大な烟葉産出量によって、周辺から剽烟工を招いての現地加工が可能になったのでなかろうか。ただし、この現象は清末には見ることができず、瑞金から搬出されるたばこはすべて葉たばこであり、瑞金のたばこ製造もかつての盛況をとどめていない。

さらに、『清代たばこ史の研究』において、『支那省別全誌』卷11江西にたばこ製造の記事は皆無であると記したが（p. 282）、同書につぎの記事がある。「其製造は初め葉筋を去り、之を日光に晒すこと約四、五時間、其間時々之を蹴返し、其の乾燥を齊一ならしめ、乾燥其度を得れば之を取り葉を重ねて茶油を加へ圖の如き壓搾器にて強く壓搾する事約二日間にして、其の木塊の如くなるを庖丁を以て削るものとす」第七編贛州の工業第五條絲, p. 687-8）。お詫びして訂正しておきたい。

- 3) 傅衣凌「清代農業資本主義萌芽問題的一个探索—江西新城〈大荒公禁栽烟約〉一篇史料的分析」（『歴史研究』1977-5。同氏『明清社会経済史論文集』人民出版社、1982）。「嘉慶十年大荒公禁栽菸約」は、全文が鄭天挺主編『明清史資料』下冊（天津人民出版社、1981）および楊国安『中国烟業史匯典』（光明日報出版社、2002.11）に載録されるが、前者は省略や誤植が多い。
- 4) 「中国資本主義前史—商業的農業を中心に—」（『中国工業化の歴史』法律文化社、1982。『清代農業商業化の研究』所収）。
- 5) 郭文韜は中国の伝統的農業を精耕細作農法と規定する（「中国農業精耕細作的優良傳統」（同氏『中国傳統農業与現代農業』中国農業科学出版社、1986。渡部武訳『中国農業の傳統と現代』農山漁村文化協会、1989）。小稿では、16世紀から20世紀におよぶ中国の農法を精耕細作農法と把握し、郭文韜の用語を借用するが、精耕細作農法の内容については別稿「清代江西の稲作と『撫郡農産攷畧』」（『社会システム研究』第20号掲載予定。以下別稿「江西の稲作」と略記）に詳述したい。
- 6) 傅衣凌「略論我国農業資本主義萌芽的發展法則—休休室讀史札記—」（『明清社会経済史論文集』p. 154-155）。
- 7) 経済地理学の分類統計によれば、黎川は贛東丘陵山地区に、瑞金は贛南山地丘陵区に属しているが（『江西農業地理』江西人民出版社、1982. p. 143, 171）。全県を山地・丘陵・平原に区分すれば、新城（現黎川）は32・67・1（同上, p. 144）という比率を示し、瑞金は48・42・10（同上, p. 172）という比率になる。新城の平原面積がきわめて狭小であることがわかる。



- 8) 平原面積が全体の1%という前注からみて、この記事は正しいが、山間であれ丘陵地帯が広大であったためか、農耕に適した土地がひろがってはいた（「新城……雖僻處一隅。而所謂曠如・奥如者在是矣」同治『新城縣志』卷1疆域序）。
- 9) 「建昌に來集する煙草は汝水平野にて栽培せらるゝもの至つて少なく、皆山地に栽培せらるゝものなり、是平坦地にありては米穀の耕作をなすが故なり」（『支那省別全誌』11江西省, p. 494）。
- 10) ナス科ウリ科作物に多い連作障害、いわゆる厭地現象のためである。清末には3年休閑の必要が説かれている（「種煙者必年年換地。大都隔三年始可復種一次」徐樹蘭「種煙葉法」治地第二、『農學報』第14冊, 光緒23年十月下）。
- 11) 江西の地方志より、葉たばこ作が肥沃な土地を必要とした記事を紹介しよう。南部の贛州府に属した安遠県と新城と同じ建昌府の南豊県の事例である。「煙草。……況煙草質性宜肥。最耗土膏。栽之者必擇腴田而澆沃之。安邑萬山線田。腴田無多。何堪以煙而廢稼」（乾隆16年『安遠縣志』卷16物産, 草）。「甘蔗。東郭外沙地與縣西二十里種之。菸草必種以沃田。利倍於穀。不費工力。惰農之所食也」（同治10年『南豊縣志』卷9食貨, 物産志）。たばこが多肥作物である点は、包世臣の見解をのちに紹介する。
- 12) 「瑞金爲紅菸之祖。廣豊爲黃菸之宗」（上海図書館蔵写本『菸經』菸草小引）。
- 13) 「嘉慶十年大荒公禁栽菸約」は同治『新城縣志』卷1風俗に採録されたが、康熙、乾隆および同治の『新城縣志』のいずれの「物産」にも、たばこは登載されていない。県志物産によるかぎり、葉たばこは新城では産出しないことになる。すくなくとも新城が葉たばこ生産に関しては後進地であったこと、このことだけは確実であろう。しかし、新城の属する建昌府の附郭南城県では同治10年『南城縣志』に「菸（有小溪炒絲・皮絲・貢絲・條絲・鉤花絲。皆油絲。又乾絲・白絲・奇品。無油）」（卷一之四物産。引用文中の括弧内は割注。以下同じ。なお油絲・乾絲については拙著『清代たばこ史の研究』p. 272以下を参照）とあり、1860-70年代の南城にたばこ製造の盛況を窺うことができる。さらに、同時期の隣県南豊においても、葉たばこ作は腴田にという現象がみられたが（注11）、数十年後の南豊では平坦地に稲作、山間地に葉たばこ作と、状況に変化が生じている（注9。本書は明治40（1907）年から大正5（1916）年の調査にもとづく）。19世紀後半期の建昌府下では、葉たばこ作・たばこ生産は南城や南豊になお余香を保っていたが、20世紀ともなれば、紙巻きたばこの進出とともに、在来種葉たばこに対する需要が激減し、建昌府下の葉たばこ作もかつての隆盛をとどめていないのである。なお、同治新城県志物産は乾隆志物産の再録にすぎないので（別稿「江西の稲作」Ⅰ(4)）、これによって清末新城の産業を把握することはできない。
- 14) 「新城之水。黎爲中川。……五福（鎮名）爲東川。……龍安（鎮名）爲西川。……三川概若此舟楫所通。中川可以達呂城（舟最小者可達南津新豊橋）。東川可以達五福（舟最小者可達石峽）。西川可以達龍安（舟最小者可達橫村西山橋）」（同治『新城縣志』卷1地理志, 川）。
- 15) 「汝水是水淺くして増水期以外には民船航行困難なり、四時通航し得るは筏のみとす」（『支那省別全誌』11江西省, p. 120）。
- 16) 足立啓二「大豆粕流通と清代の商業的農業」（『東洋史研究』37-3, 1978）p. 38-39。
- 17) 「且種烟必須厚糞。計一畝烟葉之糞。可以糞水田六畝。旱田四畝」（包世臣「庚辰襍著二, 農二」, 『齊民四術』第二）。
- 18) 「肥本。以人糞爲上。餅本次。芝蔴餅力薄。桐餅有桐油餘味。猪糞以及騾馬驢牛羊之糞。其菸粗而有力。溝渠穢惡之泥。池塘萎草之物。其菸物有青氣。鷄毛蚌壳皮渣糞本。其菸有臭味」（『菸經』肥本總論）。「〔菜餅本論〕……堦菸最香。……餅油未盡。尚有餘脂。菸多受其餘澤也。……〔豈餅本論〕豈餅者。黃豈打油之餅也。壅菸力大。香短。其肥倍於菜子。故力大。……惟江蘇地方恒之用」（同上, 豈餅本論）。『菸經』の肥料論は別稿「江西の稲作」Ⅲ1(2)②に詳説する。『菸經』の書名・著者および概要については、拙稿「清代の烟書—『中国烟業史匯典』の刊行によせて—」『清代たばこ史の研究』p. 145以下参照）。
- 19) 「必糞以麻油之醬。頻用固佳」（蒲松齡撰・李長年校注『農桑經』「農桑經殘蘖」三月, 烟葉）。蒲松

齡は農業における肥料の重要性を強調したが、購入によるのではなく、傭工を使用した堆肥づくりを推奨している（「糞為田家第一要務。……伏時草易腐。宜趁時僱人為之。以溝為期。莊稼好歹。全在此處用功」）（『農桑經』六月，積糞）。

- 20) 『江西地方誌農産資料匯編』（江西人民出版社，1964。内部発行）に載録する98種の地方志物産によれば、大豆類を登載しないのは康熙『廬山志』・民国『廬山志』・乾隆『上饒縣志』（同治志には掲載）・民国『寧岡縣志』の4種のみであり、前2書は廬山を対象としているので、大豆を欠くのが当然である。大豆はたいていの県志に掲載される。他方で、各地方志物産の「油類」には、油菜・桐・烏柏・<sup>ナンキンハゼ</sup>油茶・胡麻・蓖麻・棉・落花生・向日葵等の油粕のほか、柿漆<sup>しじ</sup>の類まで現われるのに、大豆油を載せるものは皆無である。ちなみに、江西省奉新県出身の宋応星も、水稻の肥料として人畜糞尿とともに油粕をあげるが、油粕に胡麻・油菜や棉花等を注記しても大豆粕は挙げていない。（『天工開物』乃粒第一卷，稲宜）。江西では大豆は直接の食用あるいは醬油・豆腐・豆鼓等の原材料であり、搾油用ではなく、したがって大豆油および大豆粕は産出しなかった。清末にいたっても、新城隣県の南豊では「惟菜枯・烏柏枯多用于油菜・煙葉之地」（劉裕謙「南豊農産調査攷略」『江西農務叢編 江西農務調査記』勸業道署刊，1909），新城東北の屈指の烟産地広豊でも「煙葉……菜餅最宜。麻餅亦有用途」（周文華「廣豊縣農業調査説略附表」，同上）とあり、葉たばこの肥料としては油菜・烏柏・胡麻等の油粕が推奨されるが、大豆粕はない。さらに、「黄豆……江西東南部に於て最も多く集散せる地は會昌なり，……此の大部分は陸路に由り豆油の原料として，福建省又は廣東省に移出せらると云ふ」（『支那省別全誌』卷11江西省，p.543-4）とあり，江西南部でも搾油原料として大豆を福建・広東に移出し，みずからは搾油をおこなわない。民国期においても，江西で特記される油料作物は油菜・落花生・胡麻の3種である（許允『江西之農業』南昌市政府經濟復興委員會，1942。p.29-30）。ただし，清末の何剛徳『撫郡農産攷畧』に，稲の肥料として「豆枯」が頻出しているので，肥料として大豆粕の効用はよく知られていた。ところが，大豆については搾油に言及するが，主要な用途が豆腐・ゆば・豆鼓・醬油等の原料であることは同様である（「可造豆腐・豆皮・豆鼓・醬油。惟搾油則出油比青豆較少。枯無色澤」，『撫郡農産攷畧』卷下穀類六，黄豆）。撫州府で用いられた大豆粕は江西産でなく，北方からの移入品なのであろうか。
- 21) 「買糞（蘇杭）」（『沈氏農書』逐月事宜，正月置備）。ちなみに，『沈氏農書』の選者は不詳とされてきたが，游修齡は，その「運田治法」の藍本が万曆29（1601）年刻の李樂撰『烏青鎮志』である，と『沈氏農書』に先蹤のあることを主張した（『沈氏農書』和《烏青記》『中国科技史料』10-1,1989。『稻作史論集』中国農業科技出版社，1993。p.277-284）。游修齡の拠ったのは光緒『烏程縣志』所引の『烏青志』である。しかし，「中国地方志集成 郷鎮志專輯」23に収める李樂撰万曆『重修烏青鎮志』に，農事に関する記事は皆無である。光緒『烏程縣志』に問題があるのか，あるいは「郷鎮志專輯」本のほかに別の版本があるのか，游修齡説にただちに従うことはできない。
- 22) 「光邑除耕田外。毫無他産可以營生。兼郭郭之地。居民稠密。糞多田少。力無所施。……幸數十年來。竊漳民之教。稍知栽烟之利。六倍于禾。故在城内外栽烟者甚多。無益之糞。一旦而為有用之資。一畝之田一旦而獲六畝之利」（何以烈「請弛烟禁議」，『敬齋文稿』卷7。何以烈「請弛烟禁議」については拙稿「清代乾隆の烟禁」（『清代たばこ史の研究』p.79 参照）。葉たばこに施用する人糞については，『菸經』人糞本論に「糞之名則一。街市之糞多食葷腥油膩。其糞肥而潤。郷人之糞所食糶糧菜羹。其糞薄而枯。廟宇僧道之糞……尼姑道婆之糞」とみえ，食生活から郷人の糞より街市の糞が推奨されている。糞を肥料とする必要のない街市・廟宇の住民の糞を例示していることから，ここでの人糞も金肥として扱われていたと思われる。
- 23) 「新城之民農之家什九。農無田者什之七。耕人之田而輸其穀曰佃。受直而助其耕曰工。獨耕無直佃人。助己而還之曰伴工」（乾隆『新城縣志』卷7民事）。この記事は同治新城県志卷1風俗に再録される。
- 24) 「石灰（出東南北三郷。西郷久經嚴禁挖燒。故無）」（同治『南城縣志』卷一之四物産，貨屬）。南城県西郷の雲蓋山は「産有石礦。可以煨灰…蓬廠燒灰」とあり，上引の割注にあるように禁山となつて

- いた（「公禁雲蓋山潮音洞卷」，同上卷一之三禁碑）。南城は県内全域に石灰の産出をみたのである。
- 25) 耐酸性の強いたばこや馬鈴薯などには石灰は施さない。耐酸性中度の水稻には少し施す（『中国烟草大辞典』中国経済出版社，1992. p. 54）。
- 26) 新城ではかつて上なるもので200～300粒をつけたという。明代湖州の「三穗子」という品種は1穂に300粒余である（「其在湖州。一穂而三百餘粒者。謂之三穗子」，黄曾省「理生玉鏡稻品」，「百陵學山」『叢書集成新編』47,新文豊出版，1986）。稲1穂の粒数を推算する材料の一である。清代になると，貴州巡撫が每穂400～700粒の稲，穂長2尺余の粟のあることを上奏したが，雍正帝はこの報告を疑問視している。雲貴廣西總督は「長大稻穂」を300粒余と報告している（「今據貴州巡撫張廣泗奏稱。……稻穀每穂四五百粒至七百粒之多。粟米每穂長至二尺有奇。實從來所未見。……雍正七年。雲貴廣西總督鄂爾泰奏報。……長大稻穂。每穂米計竟至三百餘粒」（『授時通考』卷19穀種，嘉禾瑞穀瑞麥）。「長大稻穂」でさえ每穂300粒余という鄂爾泰の奏報からみれば，每穂400～700粒は論外であり，雍正帝の疑問は正鵠を射ている。いずれにせよ，100という稲穀の粒数が寡少であることだけは確実である。
- 27) 草野靖『中国近世の寄生地主制—田面慣行—』第一部準備的考察（汲古書院，1989.p. 10）。小稿では，草野の提言（同上，p. 16）に従い，田面慣行と稱することにしたい。田面慣行の成立とその押租への収斂という草野の所説は，歴大な史料にもとづいているだけに説得的である。分割所有を含蓄する一田両主制という呼称の使用は慎まなければなるまい。
- 28) 「農田皆有主者。謂之大買。農與農私相授受。謂之小買。無小買者謂之借佃。皆田主爲政。有小買者主佃兩不合。必待個人自棄去。故往往逋租。遠鄉之佃尤甚。或另以田種芒穀輸田主。其長芒者。粒芒二寸許。每四石不及一石。個人盡收其嘉者。故主佃常相疾」（同治『新城縣志』卷1風俗）。田底権が「大買」であり，田面権が「小買」である。「小買」のない通常の租佃形態を「借佃」という。民国期にいたっても，黎川（新城）では，大租（業主・田骨）と小租（佃戸・田皮）と類似の用語が用いられている（「凡契載租若干地丁若干者爲大租，爲業主，爲田骨。如無地丁字樣。則爲小租，爲佃戸，即爲田皮」（中華民國司法行政部編『中国民事習慣調査報告録』第1編第10章第21節黎川縣習慣，1930. p. 450。清水金二郎・張源祥訳『支那民事習慣調査報告』上，大雅堂，1943. p. 459）。
- 29) 草野靖「田面に照応する在城寄生地主層の収租体制—租棧制」前掲『中国近世の寄生地主制—田面慣行—』p. 857 以下。
- 30) 「又烟業。除耕・鋤之外。摘頭・捉蟲・採葉・晒簾。每烟一畝統計之。須人五十工而成。其水田種稻。合計播種・拔秧・蒔禾・芸草・收割・晒打。每畝不過八九工。旱田種棉花・豆・粟・膏粱。每畝亦不過十二三工。是烟業一畝之人工。又可抵水田六畝。旱田四畝也。凡治田無論水旱。加糞一遍。則溢穀二斗。加做一工。亦溢穀二斗。以種烟之耗糞與耗工。乘除之。其耗穀殆不可計算。不僅占生穀之土已也」（包世臣「庚辰稌著二，農二」）。ただし，注11に引いた同治『南豐縣志』卷9の後段は，「禁栽菸約」および包世臣とは逆に，葉たばこ作は「工力」を要しないと告げている（「不費工力。惰農之所貪也」）。しかし，たばこ農家を「惰農」と表現するところに，葉たばこ作に対する撰者の立場が露呈しており，南豊志の記述は信頼できない。
- 糞・工力の多投の必要について，いまひとつの事例がある。広西省潯州府平南の生員吳英の策書（乾隆45，1780年）である（「今種烟之家十居其半。大家種植一二萬株。小家亦不減二三千。每萬株費工人十或七八。灰糞二三百担。麩料・糞水在外」『清代文字獄檔』上海書店，1986年復刻. p. 500）。農家の半ばが葉たばこを栽培しており，大経営のばあい，1万株あたり7～10の工人と2-300担の肥料を要するという。
- 31) 前掲許允『江西之農業』によれば，江西の棉産量は少なく，自給用も不足し，省外から大量に移入しなければならなかった（「江西棉之産量不多。常居全國之末位。故尚不足自給。每年須由省外輸入鉅額供用」，p. 26）。本書において，纖維作物は，この棉花のほか苧麻と藺草が挙げられるのみで，蚕糸は問題にもならない。民国期のこの状況は清代と変わらないと思われる。
- 32) 民国期，苧麻生産量は中国が世界第一位であり，中国では湖北について江西の産出量が多かった

- （「苧麻爲次於棉花之纖維作物，全世界以我國出產爲最豊，而我國除湖北外，當推江西最多」，前掲『江西之農業』p. 26）。
- 33) 「邑民家置紡織器具。其女工勤於紡織。每至更殘漏盡而未休。故所織之布。其精密堅韌。爲他邑冠」（汝俠「臨川縣農業調查説畧」前掲『江西農務叢編 江西農務調査記』）。夏布製織技術は絹織・棉織に応用することができた。夏布の特産地浙江省海塩において、当地の農民が農閑期に絹織・綿織（「賃織」）に従事するため杭州・湖州や宜興へ出稼ぎに赴いたことについてはすでに紹介した（『清代たばこ史研究』p. 128）。臨川の婦人は、夏布製織技術を綿布製織に応用し、卓抜した綿布を産出したのである。
- 34) 「舊志稱。邑蠶桑今無之。僅種苧麻績布爲女紅。……（隆慶志）」（同治『新城縣志』卷1風俗）。隆慶5（1571）年志からの引用である。「苧布（嫩細者即似太倉）。黎川布（綿織者。扣小幅短）」（万曆『續修建昌府志』卷2物産，新城縣）。
- 35) 「婦女夏績苧葛。冬紡木棉。夜以繼日。恒至鷄鳴及織成布。輒質之以給日食充官賦」（康熙12年『新城縣志』卷1風俗）。「田之磽薄者種藍。有小藍大藍。又種木棉」（同上）。
- 36) 「棉布（布有粗有細。花貨自河南湖廣。土人頗種。然不多）」（康熙『新城縣志』卷3物産，服用屬）。
- 37) 葉たばこ作の現代における年間作業は、播種期；冬播が10月寒露，春播が3月春分の頃。移植期；4～5月。収穫期；6～8月である（江西省農業庁編『江西主要農作物栽培簡表』，江西人民出版社，1955，p. 10）。在来農法においては、乾燥工程をも農家で遂行したが、乾燥はなによりも迅速を要したため、収穫直後の作業になる。葉たばこ作においても、冬は基本的には農閑期である。
- 38) 烟禁の事実上の弛禁も江西巡撫陳宏謀の上奏を契機としている（拙稿「清代乾隆の烟禁」『清代たばこ史研究』p. 72以下）。
- 39) 森正夫「一八一〇世紀の江西農村における社倉・義倉についての一検討」（『東洋史研究』33-4, 1975。『森正夫明清史論集』第1巻，汲古書院，2006。p. 515以下）。
- 40) 24倉のうち、発起者の判明するのは20倉であり、陳守詒と陳氏の姻族が18倉の設立に関与している（前掲『森正夫明清史論集』第1巻，p. 526）。
- 41) 同治『新城縣志』卷1禮祥によれば、嘉慶10年「禁菸菸約」より前の天災といえば、直近が「乾隆八年癸亥饑」になる。他方、前注に記した陳守詒の父陳道は乾隆13年の進士であるが、守詒の伝に、「荒政尤急。癸亥壬申歲大饑」（同治『新城縣志』卷10人物志，理学）とみえ、乾隆癸亥8（1743）年および同壬申17（1752）年の饑饉が義荘開設の動機となっている。
- 42) 福建の「遠商」は嘉慶の事例であり（陳琮『烟草譜』卷1販烟），瑞金の「烟行」は清末の調査（『支那省別全誌』11. p. 486-87）による（拙稿「陳琮『烟草譜』と清代のたばこ」前掲書，p. 280-282）。
- 43) 注30所引の広西省平南の吳英策書には、つぎの一文がつづく。「至於收成。鬻于商賈。剗切發賣。大市烟舖三二十間。中市小市亦十餘間五六間。大舖用工人三二十。中舖小舖亦不減十餘。或七八」。広西たばこは清代では著名でない。広西の土産として銀錠状の「錠子烟」を、江南人が持ちかえったというのが、筆者の知る広西烟の唯一の事例である（拙稿「陳琮『烟草譜』と清代のたばこ」前掲書，p. 262，注57）。このような広西でも、農家の半ばが葉たばこ作を導入し（注30），たばこを製造する烟舖についても、大規模な店舖は工人2-30人，中小の烟舖でも7-10余の工人を擁しているという。たばこ産地でない広西や新城にも、このような状況が出現している。弛禁の結果、乾隆中期以後、全国にたばこブームが到来したことを示唆するものである。嘉慶期における包世臣の烟禁論執筆の背景がこのブームなのである。
- 44) 「嘉慶七年壬戌七月十五日大水（城内水亦深五六尺……。南郷之官川。西郷之橫村・中田等處。溺斃丁口數千餘。漂沒民房一萬七千餘間）」（同治『新城縣志』卷1禮祥）。
- 45) 「（嘉慶七年）八月。……庚辰○諭內閣。給事中蕭芝奏陳時政一摺。江西受旱十有一府。目下雖市糧無缺。恐今冬明春。無所接濟。將兩淮鹽倉穀石。碾運江西。以資平糶等語。此事可行。……至該給仕中稱。招致米商。入川販運。沿途關隘。請錫船稅一節。此不可行」（『仁宗實録』卷102）。8月庚辰

- は22日にあたる。江西の旱害が当面の課題であり、7月15日の新城水災は清朝政府にまで報告が届いていない。塩義倉とは竈戸・塩商のあいだで相互扶助的におこなわれた義倉である（星斌夫「清代の義倉の盛衰」『中国社会福祉政策史の研究—清代の賑濟倉を中心に—』国書刊行会、1985. p. 335）。清代の賑濟倉（常平倉・社倉・義倉）の変遷・管理運営について、星の著書は詳細をきわめる。
- 46) 「(嘉慶七年)九月。……○己丑。諭內閣。給仕中魯蘭枝奏。勤陳籌荒一得一摺。本年江西間被水旱。收成歉薄。業經加恩・緩徵・給賑。並撥兩淮鹽義倉穀十萬石。運往平糶。以資接濟。但此次被荒之地較廣。自須商販米運流通。更於民食有裨。惟該給仕中所稱。該省士民有願赴川買米者。請官給路票一節。此不可行。地方殷實戶。誼切桑梓。運買濟糶。自應各從其便。若令赴官領票。轉多一番擾累」(『仁宗實錄』卷103)。9月己丑は21日になる。
- 47) 新城には5月末に収穫の可能な早稲があったが(「自五月盡至十月。早・晚諸稻隨時登收」康熙『新城縣志』卷1氣候)、嘉慶期において、早稲には、6月小暑後、7月立秋後、8月白露後収穫の3種があり、9月霜降までに終了する。他方、晚稲と再熟稲の収穫期は10月立冬後のことになる。新城の稲は早稲3割、晚稲7割である〔嘉慶二十五年庚辰夏。大旱。傷禾稼(新邑山多田少。僅有早・晚兩稻。早稻居十之三。晚稻居十之七。而早稻又分三種。收成在小暑後者曰早白。立秋後曰早紅。白露後曰八月白。霜降後概收。晚稻・兩番又在立冬後刈割。庚辰五六月不雨。早紅・八月白半焦枯。兩番未能佈種。故早白登場時斗米百八十文。至斗米三百文以上。市肆缺糶。四鄉閉糶)〕、同治『新城縣志』卷1禮祥〕。「兩番」とは「兩番禾」(「禁栽菸約」G②)であり、夏収の早稲の後作として栽培され、6月大暑のころ田植が可能なる二期作用品種の再熟稲である(「再熟粘。芒種時浸種。大暑時早粘收穫。隨即栽插。其收穫之候。餘晚粘同」(『撫郡農產攷畧』穀類一早粘、粘稻、天時)。なお、晚稲の田植期は5月芒種である(「芒種……栽晚禾」(康熙『新城縣志』卷1民事)。江西における稲作の農事暦については別稿「江西の稲作」Ⅱ3で詳しく検討する。
- 48) 4坊54都(実際は49都)という数は康熙志と200年後刊の同治志に違いはない。しかし、仔細に照合すれば、城内・郊外の4坊の「街」については、康熙期の42街が同治期の50街に増加して、都市部においては市街地が拡大している。他方、農村部における村鎮の増減はつぎのようになる。5郷54都の康熙期245村→同治期238村、6市鎮→11市鎮、3堡→3堡となり、村の減少および市鎮の増加が顕著である。新城のような山間の農村部にも市鎮が勃興していることを確認することができる。
- 49) 森正夫前掲書 p. 530。
- 50) 星斌夫「清代社會の盛衰と展開」、前掲書 p. 216。
- 51) 森正夫前掲書 p. 515以下。
- 52) 星斌夫「清代社會の盛衰と展開」、前掲書 p. 234-5, 240-241。新城では「堡」という呼称の村もあるが、ここでの堡は行政的には村と同水準にあり、康熙期から同治期にいたるまで3堡にすぎない(注48)。それらはすべて第18都に集中しており、安遠の堡と同じではない。
- 53) 「族有積穀。里有社倉・義倉。而城鄉堡米之法尤良。凡同堡有穀之家。每值歉歲青黃不接。各量力酌定。日期輸流碾米。減價平糶貧戶。按丁口持現錢量米。均以現年住居。有穀之戶應糶者幾家。艱食之戶應糶者幾家。酌定章程。自行輸糶。出荒而止。次年力有厚薄。居有遷徙。各照新規。不以上年為成例。無經手侵冒之患。無倉貯出八之勞。較義倉社倉尤無流弊」(同治『宜黃縣志』卷8地理志、風俗)。「經手侵冒之患」は社倉・義倉の実務取扱者の不正行為を指し、「倉貯出八之勞」は貯蔵にともなう労苦であり、「出八」は貯穀の古米化のため、8割を売却して新米と更新することをいう。
- 54) 嘉慶10年の饑饉について、新城の吳宗灝祖祠義倉に關与した吳際蟠はつぎのように記す。「嘉慶十年夏。吾里大饑。人艱置於糶」(同治『新城縣志』卷3食貨志、義倉、吳宗灝祖祠義倉)。さらに、「壬戌水災。宏村被淹沒者。以千計。……乙丑繼大饑」(同治『新城縣志』卷10人物志8善士、余信芳伝)、「壬戌水災。……乙丑歲荒」(同黃減伝)の3例がみられ、前二者では「大饑」、後者にはじめて「歲荒」とみえる。乙丑の「大饑」、「歲荒」が「壬戌水災」との関連で語られている。
- 55) 「前壬戌歲。大水亦被冲塌。今年夏初。為輯補。……今歲青黃不接之時。昂價貴至斗米四百。且有持錢。無告糶處。而凡有倉之都。無不資其少利焉。此亦其明效矣。……嘉慶十年乙丑七月記」(陳守

詒「移建仁和倉記」, 同治『新城縣志』卷3食貨志, 義倉, 十八都義倉)。嘉慶10年の青黄不接時に「斗米」400文に騰貴したという。「禁栽菸約」E①によれば, 新城の米価は1石600~900文であり, 騰貴時で2,000文前後であった。「斗米四百」は1石4,000文となり, じつに高騰時の2倍ということになる。

ところが、「禁栽菸約」より15年後の嘉慶25年ともなれば, 6月の早稲登場時の米価は平時は1斗180文であるが, 早魃のために1斗300文以上になり(注47), 平時の米価が1石1800文, 「大旱」となると1石3,000文以上という米価が記される。平常時の米価が「禁栽菸約」のころの高騰時にまで上昇している。ただし, 「大旱」とはいえ嘉慶10年ほど暴騰していない。これによっても, 嘉慶7年から嘉慶10年のころの凶作・不作の苛酷なことが理解できる。

- 56) 嘉慶7年の水害は『仁宗実録』に記録されていたが, 10年の新城「大饑」にふれる記事は『仁宗実録』にない。また, 嘉慶7年水災について, 『清史稿』志卷15災異志一は同治志禧祥(注44)と同様の記事を記すが, 饑饉の記事を収める『清史稿』志卷19災異志五に嘉慶10年の新城「大饑」は記されない。新城1県の局地的被害にとどまるためであろう。さらに, 被害が広範であった嘉慶7年時には, 四川米の移入を商人が計画していた。ところが, 10年には, 後述するように, 県によって, 米穀購入のための人員が県外に派遣されたが, 隣府おそらく撫州府は閉境退避している(「隣府亦須固。直以昂價。買自六七百里外」, 「禁栽菸約」H①)。隣府が「饑」でないことが暗示されている。以上から, 嘉慶10年の新城「歳荒」の被害は局地的であり, その範囲は限定的であると判断した。
- 57) 嘉慶7年水害は, 南郷の官川村, 西郷の横村・中田村など郊外の村落に被害をもたらし, 郊外だけでも溺死者数千, 水没家屋1万7千間余といわれ(注44), あるいは宏村の溺死者千という(注54余信芳伝)。農村部における数千人はいうまでもなく, 1村で千という溺死者の数からだけでも, 洪水の大なる規模と甚大な被害を察知することができる。横村とは宏村であり, この一帯は康熙のころから「沃土」と稱され, 市も存在していた(「五十一都(圖一。市一。稱沃土)。西山橋(有市)。宏村」, 康熙縣志卷1坊都)。官川村は中川(黎水), 宏村・中田村は西川の流域にあった(注14)。
- 58) 安遠;「煙草。……小民棄本業而鶩之。如田一百把。除牛稅・穀種及所賺之外。納租十二桶。種煙每百把。可栽一千本。摘晒可三百斤。價錢每百斤四千文。價貴六千文不等。新稻出每桶三四百文不等。將一百斤還租。仍獲二百斤之利……(何光著撰)。(乾隆『安遠縣志』卷1物産, 草)。面積100把の農地で収穫した1,000本の葉たばこを乾燥すれば300斤となり, 100斤が4,000文, 高くは約6,000文になる。同面積の地租稲12桶は3,600~4,800文になるから, これに相当する葉たばこ100斤分を地租にあてるとよく, 残りの葉たばこ200斤が佃戸の収益になる。収益性の高い葉たばこを栽培すれば, 地租は収穫の三分の一で済むというのである。なお, この文のあとに注11所引文がつづく。何光とこの著作については不詳。
- 宜黄;「一年辛苦奈飢何。我有肥田不種禾。今歲種菸錢滿屋。種藍尤比種菸多」(謝階樹「宜黄竹枝詞」, 『遜敏堂叢書』)につぎの注記がある。「仙郷農家擇肥田。種菸草及靛花。以其出息倍於種穀也。雖各鄉有厲禁。而利所在趨之若鶩。每歲仍計田中所出之數。糶穀以還田東。亦不能誰何也」。「宜黄竹枝詞」の序は嘉慶17年, 謝階樹は嘉慶13年の進士(拙稿「清代江西における藍作の展開」(下)『鹿兒島経大論集』14-2, 1973。『清代農業商業化の研究』p.47, 82-84)。
- 59) 「穫後再收。冬収粒差小而力薄爲兩番穀。……類有……淮禾早」(同治『南城縣志』卷1-4物産)。「早稻喜南風。晚喜北風。歲二收。春種夏收。隨時下秧。十月穫。謂之兩番穀。差小而力薄」(同治『南豐縣志』卷9物産志)。
- 60) 前掲『支那省別全誌』11(p.524)に南昌の糧食店における米8種の卸売価格と小売価格が表示されるが, 米価は糯米を最高値とし, 觀音仙(籼米), 晚米……二熟米とつづき, 次熟米が最安値である。
- 61) 「淮米(與五十倉同。稍遲十日)」(萬曆『續修建昌府志』卷2物産, 南城縣)。「南豐縣物産。……淮禾早」(『授時通考』卷22穀種, 直省志書)。「寧都粘一名淮禾」(何剛德『撫郡農産攷畧』卷上穀類一旱粘 寧都粘・湖南粘)。さらに, 南城縣志に「淮禾早」という呼称がみられる(注59)。ただし,

- 『撫郡農産攷畧』によれば、淮禾は再熟稲でなく、早粘＝早稲である。
- 62) 天野元之助「清代の農業とその構造」②（『アジア研究』3-2, 1957. p.66,74-75）。
- 63) 「順治四年。……（又有晚造豆・麦・油菜及種烟與薯芋・畷・菜之利。例不收租）」（乾隆『瑞金縣志』卷1輿地志, 兵寇）。
- 64) 「上等田。早穀一石。東七佃三。晚穀全歸佃有（亦有早晚穀均係平分者）」（『中国民商事習慣調査報告録』p.420-1。邦訳p.424）。
- 65) 『清代農業商業化の研究』p.364以下。
- 66) 傅衣凌の所説は前掲『明清社会経済史論文集』p.150-152。傅衣凌説に対する疑問とは、①葉たばこ作が「賃田栽菸」経営に一元化、②傭工を無限定に「賃田栽菸」経営に直結、③地代の貨幣化、についての3点である（「清代たばこ研究史覚書（第三稿）」『清代たばこ史の研究』p.22-24）。
- 67) 江西南部では、租田出賃のさい業主が佃戸に付す文約が「批」であり、佃戸が業主に収める文約を「賃」と称したという（草野靖氏前掲書p.558）。同書には、地主佃戸関係を「賃耕」、その文書を「賃耕字」と表した江西省における事例が多く紹介されている。
- 68) 瑞金においても、農地を貸すばあいに「賃田」を用いている（「自閩人流寓于瑞。以蒔烟爲生……。土著之人……于是或賃田以與人。……膏腴之畝半爲烟土」（康熙『續修瑞金縣志』卷4物産）。ちなみに、民国期においても、江西南部では「賃耕権」「賃耕人」「賃耕」の呼称が用いられていた（前掲『中国民商事習慣調査報告録』上, p.420, 440。邦訳(上)p.422-3,447）。
- 69) 「平糶ヲ要スル場合ニハ臨時ニ局ヲ開キテ穀ヲ購買シ」（『清国行政法』卷4 p.157）。「平糶辦法ヲ定メ平糶官局平價局等ノ類ヲ設ケ」（同上p.251）。
- 70) 「官票トハ銀ニ代用スルモノニシテ一銀票ト曰ヒ寶鈔ハ錢ニ代用スルモノニシテ一錢鈔ト曰ヘリ」（『清国行政法』卷3, p.90）。
- 71) 嘉慶25年の「大旱」のさいも、いちはやく「市肆缺糶。四鄉閉糶」（注47）という現象がみえた。逆に、流通の発達していた贛南の会昌では、すこしでも作柄が不調であると、水陸を通じて、県外の商人がいっせいに米穀の売込みに殺到した（「劉世基曰。……邑之東南。與閩粵界聯。彼地稍稍不熟。即千百為羣。背負肩挑。絡繹於湘鄉・軍門嶺之間。……載米舟楫。銜尾而至。倘遇歉歲。下流乘風」（乾隆『會昌縣志』卷16土物）。湘郷とは会昌（湘江鎮）のこと、軍（筠）門嶺ともに湘水流域にある。劉世基は雍正12（1734）年の拔貢生（『清代農業商業化の研究』p.369）。
- 72) ただし、後代の県志に「山無童。水無濁」（同治『新城縣志』卷1地理志, 山川）という記事が残るが、これは「無土山。無濁水（唐劉禹錫云）」（正徳12〈1517〉年『建昌府志』卷3風俗）を襲用したにすぎない。唐代の劉禹錫の句が景観の説明に利用されている。形勝や山川を記す正徳『新城縣志』卷1地理にも、「土山」「童山」という記事はない。さらにこの時期、「虎（居山林中。豹。斑紋如錢。故謂之金錢豹）」（正徳『建昌府志』卷3物産獸之屬）、「虎……豹（似虎而小。色赤黃。有黑圓。文如錢）」（正徳『新城縣志』卷4物産）とあるように、虎や金錢豹（現国家一級保護動物）が生存していることからみて、自然環境はなお破壊されていない。当地において山地の大々的開発が17世紀以降の陂塘の築造ラッシュにはじまり、その結果、19世紀初頭には新城の山は多くが「童山」に化していたのでないか（別稿「江西の稲作」Ⅲ2(2)）。なお、明治末年に、「江西省の利源調査を目的に」編纂された調査にも、同様の記事がある（「此地南昌より福建省の邵武府に通する道路の衝に當り、市肆繁密屋宇華好加ふるに地に土山濁水なきを以て」（中野二郎『江西事情』, 1911, 非賣品. p.51）。下線の部分は上記正徳府志に同文があり、「土山濁水なき」も府志にもとづいている。本書は文献類に拠る調査であり、同治志等の記述に依拠したための誤りと思われる。
- 73) 拙稿「清代乾隆の烟禁」（『清代たばこ史の研究』p.88）。
- 74) 足立啓二『専制国家史論』（柏書房, 1998. p.54以下）。
- 75) 鄭浩瀾「解放前の中国農村の共同性—江西省西南地域の村落を事例として」（『現代中国研究』22, 2008）。
- 76) 西安布政使張若震が烟禁を上奏したさい、烟禁実施の監視を郷保の責めに帰すという原案に対して、

戸部の審議結果のなかに「不肖郷保。借端滋擾」（『高宗實録』巻397，乾隆16年8月壬戌）という文言がみえる（『清代たばこ史の研究』p.83-4）。